

鹿児島市立坂元小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

- (1) 被害者・加害者の間に一定の人間関係があつて
- (2) 被害者が苦痛を感じているもの

(引用元：いじめの定義の変遷 | 文部科学省)

2 いじめ解消の定義

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 学校教育目標等に基づくいじめ防止推進のための指導目標及び基本方針

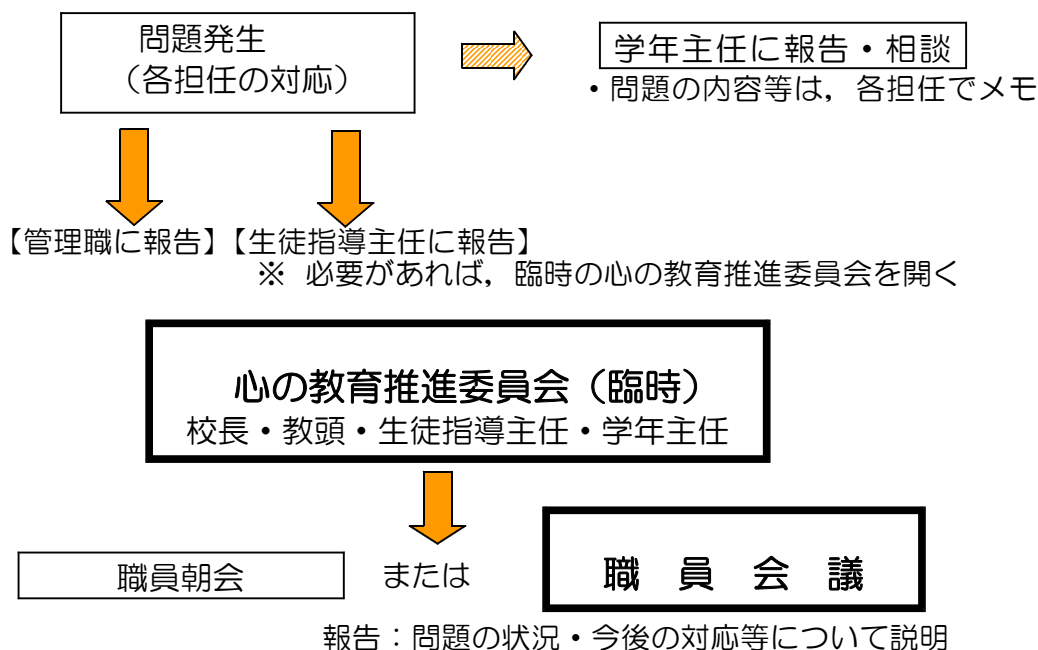
校 訓	本校の教育目標	生徒指導全体計画
よく考え なかなば がんばる	自ら学び・考え・判断し、身に付けたことを生かそうとする心豊かでたくましく生きる子どもを育てる。	めざす子ども像 「真心で接する子ども」 ① よく考え、進んで勉強する子ども ② 礼儀正しく、思いやりのある子ども ③ 健康で精一杯がんばる子ども ④ 好き嫌いをなく、しっかり食べる子ども

いじめ防止推進のための指導目標
人間性豊かで、心身ともにたくましく自ら考え、正しく判断し、実践する子どもの育成を図るとともに、問題行動の早期発見、早期対応（解決）に努め、いじめの防止を図る。

いじめ防止推進のための基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校におけるすべての教育活動の中で、積極的な生徒指導の推進に努める。 ○ いじめに関する認識を深め、全職員の共通理解を図り、一体となって指導にあたる。 ○ 一人一人の子どもを認め、褒め、励ます指導に心がける。 ○ 日々の観察をもとに子どもの実態を的確に把握し、個に応じた指導を徹底する。 ○ いじめをはじめとする問題行動の早期発見・解決及び未然防止に努める。 ○ 家庭・地域及び諸関係機関との連携を密にし、いじめ問題の未然防止、早期発見・解決にあたる。

教科・領域及びその他の教育との関連	
教科指導	子どもがもっているよさや可能性を生かす学習指導を展開する中で、それぞれのよさを認め、達成感を味わわせ、自己実現を図るとともに、学級集団における自己の存在価値を認識させる。
道 徳	生命の尊さに気付かせ、生命を大切にするとともに、思いやりの心を持ち、自他の個性を認め合う態度を育てる。
特別活動	集団の一員として自覚を深め、互いに協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
特別支援教育	子ども一人一人を大事にした教育を推進し、特別支援教育への理解と啓発に努め、思いやりの心を育てる。
人権教育	人権尊重の精神に徹し、偏見や差別をなくしていこうとする意欲と実践力をもった子どもを育てる。
家庭・地域等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者への啓発活動を推進し、連携して問題解決にあたる。・PTA 活動 ・校区コミュニティ協議会活動 ・あいご会活動 ○ 関係機関との連携

4 いじめ防止対策組織（いじめ発生対応の流れ）※情報共有・役割分担等について



5 いじめにおける重大事態が起こった際の対応の仕方

(1) 重大事態の発生における対応

- ① 学校設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体長等に報告）
 - ア 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手。）
 - ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- ② 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

 - 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
 - ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。
 - 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
 - ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
 - ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。
 - いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
 - ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
 - ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護

- 者に説明する等の措置が必要。
- 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
 - 調査結果を踏まえた必要な措置

〈いじめ防止に関する取組の年間計画〉

4月	いじめ問題を考える週間	10月	教育相談 「学校楽しいーと」の取組
5月	いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）教育相談 「学校楽しいーと」の取組	11月	心の教育週間（道徳授業） 教育相談
6月	いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）教育相談	12月	教育相談
7月	教育相談	1月	教育相談 「学校楽しいーと」の取組
8月		2月	
9月	いじめ問題を考える週間	3月	情報交換（引き継ぎ：旧学年→新学年 中学との連携）

※ 心の教育推進委員会・・・毎月1回（職員会議後半をあてる。）